令和７年度

集　団　指　導　資　料
（介護老人保健施設）

福岡県保健医療介護部介護保険課

北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課

久留米市健康福祉部介護保険課

資　料　目　次

１　変更の手続について

(1)　介護老人保健施設管理者承認申請　・・・Ｐ　２
(2)　介護老人保健施設の開設許可事項変更申請　・・・Ｐ　９
(3)　変更の届出　・・・Ｐ１６

２　許可更新事務の概要について　・・・Ｐ４８

３　介護老人保健施設に関する事項　・・・Ｐ５０

４　介護給付費について

Ａ　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書について　・・・Ｐ８４
Ｂ　加算・減算の適用要件　・・・Ｐ８５

５　令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａについて　・・・Ｐ１３８

６　運営指導等における主な不適正事例について　・・・Ｐ１７３

７　その他

Ａ　介護保険関連情報のホームページアドレスについて　・・・Ｐ１８９

1　変更の手続について

（１）介護老人保健施設管理者承認申請

１　内容

介護老人保健施設の管理者を変更するには、事前に開設許可権者の承認を得る必要がある。

２　提出時期

変更前（１ヶ月前まで）に申請し、承認を受けて変更すること

３　提出先

（１）北九州市、福岡市及び久留米市に所在する施設
　　当該施設の所在する市
（２）（１）以外の施設
　　当該施設の所在地を管轄する各保健福祉（環境）事務所

４　提出書類

①　介護老人保健施設管理者承認申請書（別紙様式第一号（十））
②　管理者就任書
③　管理者の経歴書
④　管理者の免許証の写し　※医師
⑤　従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表・・・管理者分のみ
⑥　組織図
⑦　当該事項を決定した理事会の議事録の写し
⑧　誓約書（欠格事由）
⑨　誓約書（暴力団排除）

５　その他注意事項

（予防）ショート、（予防）通リハについては、管理者承認申請書ではなく、変更届出書（別紙様式第一号（五））「８　事業所（施設）の管理者の氏名及び住所」を提出すること。この場合、共通する添付書類については、重複して提出する必要はない。

別紙様式第一号（十）

介護老人保健施設・介護医療院　管理者承認申請書

年　　月　　日

福岡県知事殿

所在地

申請者　　名称

代表者職名・氏名

次のとおり管理者の承認を申請します。

	介護保険事業所番号	
	法人番号	
申請に係る施設	名称	
	所在地	
管理者になろうとする者の氏名、住所及び資格	氏名	
	住所	
	資格	
管理者就任予定日	年　　月　　日	
申請理由（該当に〇）		新規開設のため
		管理者の変更のため

備考　管理者になろうとする者の経歴等を添付してください。

管 理 者 就 任 書

私は、介護老人保健施設　○○○○　の管理者として、医療保険各法による保険診療を適正に行い、老人の心身の状況に応じて適切な施設療養その他のサービスを提供する施設運営を行うとともに、介護老人保健施設を管理することに専念し、他の介護保険施設・病院・診療所・社会福祉施設を管理しません。（併設施設であって、管理上支障を生じない場合を除く）

なお、下記については、いずれも該当しません。

1．医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 7 条第 2 項の規定により医業の停止を命ぜられ、医業停止の期間終了後 2 年を経過しない者。

2．介護保険法第 102 条の規定により、介護老人保健施設の管理者として変更を命ぜられ、変更された後 2 年を経過しない者。

3．介護保険法第 104 条の 4 第 1 項の規定により、介護医療院の管理者として変更を命ぜられ、変更された後 2 年を経過しない者。

4．医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 28 条の規定により、病院又は診療所の管理者として変更を命ぜられ、変更された後 2 年を経過しない者。

5．健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 81 条の規定により保険医の登録を取り消され 2 年を経過しない者。

住所

氏名

（記名押印又は署名）

参考様式2

（　　）経　歴　書

事業所又は施設の名称			
カ ナ		生年月日	年　月　日
氏 名			
住所	（郵便番号　　－　　）		
電話番号			

主　な　職　歴　等

年　月　～　年　月	勤　務　先　等	職 務 内 容

職　務　に　関　連　す　る　資　格

資　格　の　種　類	資　格　取　得　年　月　日

備　考　（研修等の受講の状況等）

備考1（　）には、「管理者」、「サービス提供責任者」、「経験看護師」又は「計画作成担当者」と記入してください。

2　住所・電話番号は、自宅のものを記入してください。

3　当該管理者が管理する事業所・施設が複数の場合は、「事業所又は施設名」欄を適宜拡張して、その全てを記入してください。

4　介護関係の職歴については、開設法人名と事業所名の両方を記載してください。

（標準様式1）　　**従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表**

令和 6 （ 2024 ） 年 4 月

サービス種別（ 指定介護老人保健施設（従来型） ）
事業所名（ ○○○○ ）

(1) 4週
(2) 予定

(3) 事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間数　40 時間/週　160 時間/月
当月の日数　30 日

(4) 入所者数（利用者数）　（前年度の平均値または推定数）　　人

No	(5) 職種	(6) 勤務形態	(7) 資格	(8) 氏　名		(9) 1週目							2週目							3週目							4週目							5週目			(10) 1～4週目の勤務時間数合計	(11) 週平均勤務時間数	(12) 兼務状況（兼務先/兼務する職務の内容）等
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28						
						月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日						
1					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
2					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
3					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
4					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
5					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
6					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
7					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
8					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
9					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
10					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
11					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
12					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
13					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
14					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
15					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
16					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
17					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
18					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
19					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
20					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
21					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
22					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
23					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
24					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
25					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
26					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
27					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
28					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
29					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	

30					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
31					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
32					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
33					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
34					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
35					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
36					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
37					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
38					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
39					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
40					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
41					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
42					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
43					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
44					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
45					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
46					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
47					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
48					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
49					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
50					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
51					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
52					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
53					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
54					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
55					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
56					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
57					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	
58					シフト記号																																	
					勤務時間数																																0	0	

88					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
89					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
90					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
91					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
92					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
93					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
94					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
95					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
96					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
97					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
98					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
99					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
100					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	

（13）【任意入力】人員基準の確認（看護職員・介護職員）

①看護職員

勤務形態	勤務時間数合計 当月合計	週平均	常勤換算の対象時間数 当月合計	週平均	常勤換算方法対象外の常勤の従業者の人数
A	0	0	0	0	0
B	0	0	0	0	0
C	0	0	0	0	－
D	0	0	0	0	－
合計	0	0	0	0	0

■ 常勤換算方法による人数　基準： 週

常勤換算の対象時間数（週平均）		常勤の従業者が週に勤務すべき時間数		常勤換算後の人数
0	÷	40	＝	0.0

（小数点第2位以下切り捨て）

■ 看護職員の常勤換算方法による人数

常勤換算方法対象外の常勤の従業者の人数		常勤換算方法による人数		合計
0	＋	0.0	＝	0.0人

②介護職員

勤務形態	勤務時間数合計 当月合計	週平均	常勤換算の対象時間数 当月合計	週平均	常勤換算方法対象外の常勤の従業者の人数
A	0	0	0	0	0
B	0	0	0	0	0
C	0	0	0	0	－
D	0	0	0	0	－
合計	0	0	0	0	0

■ 常勤換算方法による人数　基準： 週

常勤換算の対象時間数（週平均）		常勤の従業者が週に勤務すべき時間数		常勤換算後の人数
0	÷	40	＝	0.0

（小数点第2位以下切り捨て）

■ 介護職員の常勤換算方法による人数

常勤換算方法対象外の常勤の従業者の人数		常勤換算方法による人数		合計
0	＋	0.0	＝	0.0人

③看護職員と介護職員の合計

看護職員		介護職員		合計
0.0人	＋	0.0人	＝	0.0人

（勤務形態の記号）

記号	区分
A	常勤で専従
B	常勤で兼務
C	非常勤で専従
D	非常勤で兼務

(2)　介護老人保健施設の開設許可事項変更申請

１　変更事項

①　敷地の面積及び平面図

②　建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備概要

③　施設共用の有無及び共用の場合の利用計画

④　運営規程**（職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る）**

⑤　協力病院の変更

２　提出時期

変更（工事・契約等）前（１ヶ月前まで）に申請し、許可を受けて実際の変更（工事・契約等）を行う。

３　提出先

（１）北九州市、福岡市及び久留米市に所在する施設

当該施設の所在する市

（２）（１）以外の施設

当該施設の所在地を管轄する各保健福祉（環境）事務所

４　変更許可手数料

変更事項「２　建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備概要」のうち、構造設備の変更を伴うものについては、変更許可申請の際に 33,000 円の手数料が必要となる。

※「構造設備の変更を伴うもの」とは

・・・　建物の増改築、壁やドア等の設置や撤去等、建築工事を伴うもの。判断が難しい場合は、担当課（県であれば介護保険課指定係）までお問い合わせください。

５　提出書類

（１）敷地の面積及び平面図

①　介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（別紙様式第一号（九））

②　変更理由書（申請書の記載内容で理由が確認できれば不要）

③　敷地の平面図及び敷地周辺の見取図（変更前後を明記したもの：Ａ４又はＡ３サイズ）

④　敷地の字図及び土地登記簿の写し（変更前後を明記したもの：Ａ４又はＡ３サイズ）

⑤　敷地の全体を見渡した写真（工事写真台帳Ａ４サイズに貼付）

（２）建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備概要

①　介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（別紙様式第一号（九））

②　変更理由書

③　変更面積等比較表（該当項目のみ記載すること）

④　建物の立面図（変更前及び変更後：Ａ４又はＡ３サイズ）（必要な場合）

⑤　建物の平面図（変更前及び変更後：Ａ４又はＡ３サイズ）

⑥　変更しようとする施設箇所がわかる写真（工事写真台帳Ａ４サイズに貼付）

⑦　その他参考となるもの（安全計画書・工事図面・工程表等）

※　当該建物の建築費、整備費等に補助金が含まれている場合、補助金適正化法に基づき、財産処

分等の承認が必要となる場合があるので事前に相談すること。

なお、財産処分等の承認が必要となる場合は、手続に時間がかかることがあります。

【変更が完了した後に提出する書類】

ア　完了届等（表題・様式は任意）　→　県知事あてに法人代表者名で報告すること。

イ　変更後の写真（工事写真台帳Ａ４サイズに貼付）

ウ　工事等の前に建築確認申請を行っている場合は、検査済証の写し

なお、申請時と変更がある場合（面積の変更等）は、該当書類も変更の上、添付すること。

（３）施設共用の有無及び共用の場合の利用計画

※　平面図の変更等を伴う場合については、「（２）建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備概要」の変更が同時に必要（申請書は１本で可）。

①　介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（別紙様式第一号（九））

②　変更理由書

③　変更後の「共用部分における利用計画概要」

（４）老健本体の運営規程（職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る）

①　介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（別紙様式第一号（九））

②　変更理由書

③　変更前の「運営規程」

④　変更後の「運営規程」

（５）協力病院の変更

※　「協力病院」のみ。「協力医療機関（診療所）」「協力歯科医療機関」については、変更届出書（様式第３号）による届出で可。

①　介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（別紙様式第一号（九））

②　変更理由書

③　変更後の「協力病院等一覧」

※　協力病院、協力医療機関（診療所）、協力歯科医療機関全てを記載すること。

④　協力病院との契約書の写し

別紙様式第一号（九）

介護老人保健施設・介護医療院　開設許可事項変更申請書

年　　月　　日

福岡県知事殿

所在地

申請者　　名称

代表者職名・氏名

次のとおり開設許可事項の変更の許可を申請します。

		介護保険事業所番号
		法人番号
申請に係る施設		名称
		所在地
開設許可年月日		年　月　日
変更年月日		年　月　日
変更事項（該当に〇）		変更の内容
	敷地面積	（変更前）
	建物建造	
	施設の共用の場面の利用計画	（変更後）
	運営規則（職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る。）	
	協力医療機関の変更	

備考　1　介護老人保健施設の許可又は介護医療院の許可に該当する付表と必要書類を添付してください。
2　「変更事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。
なお、電子申請届出システムを利用する際は、介護老人保健施設の許可又は介護医療院の許可に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の（変更前）と（変更後）欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。

変 更 理 由 書

（変更の目的、変更の結果改善される点などを、簡潔に記入して下さい。）

（施設名）

変 更 面 積 等 比 較 表(介護老人保健施設)

施設名

敷地の面積・平面図	変更前	㎡ (用途地域の別:)
	変更後	㎡ (用途地域の別:)

建物の構造概要	変更前	造 階建	建築面積 ㎡ 延べ面積 ㎡
	変更後	造 階建	建築面積 ㎡ 延べ面積 ㎡

建物の平面図

		場所(階)	部屋番号等	定員(人)	面積(㎡)	1人当たり面積(㎡)	その他(設備等)	施設基準
療 養 室	変更前							8㎡/人 1室4人以下
	変更後							

	変更前				変更後				施設基準
	場所(階)	床面積(㎡)	1人当たり面積(㎡)	設備・その他	場所(階)	床面積(㎡)	1人当たり面積(㎡)	設備・その他	
機能訓練室(入所者用)									1㎡/人
機能訓練室(通所者用)									1㎡/人
計	―		―	―	―		―	―	―
食堂(入所者用)									2㎡/人
食堂(通所者用)									2㎡/人
計	―		―	―	―		―	―	―
談 話 室									0.5㎡/人(旧基準)
レクリエーションルーム									設けること
デイルーム(入所者用)									2㎡/人(認知症専門棟)
デイルーム(通所者用)									―
計	―		―	―	―		―	―	―

	場所(階)	床面積(㎡)	設 備	その他	場所(階)	床面積(㎡)	設 備	その他	施設基準
家族介護教室									30㎡以上(認知症専門棟のみ)
診 察 室									
浴 室									
特別浴室									
洗 面 所									
便 所									
サービスステーション									
調 理 室(厨房)									
洗 濯 室									
汚物処理室									

	場所(階)	片廊下(m)	中廊下(m)	設備・その他	場所(階)	片廊下(m)	中廊下(m)	設備・その他	施設基準
廊下の幅									片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上 手摺りを設けること

その他項目	変 更 前	変 更 後	

(注1)変更事項のみの記載で構いません。

(注2)枠が足りない場合等には、適宜様式を変更して構いません。

（参考様式10）　共用部分における利用計画の概要

施　　設　　名	
共用先の施設等名	
共用先の施設種別	
共用施設・設備名	

	介護老人保健施設としての利用 （介護医療院としての利用）	（　　）としての利用
利　用　日　時 （曜　日・時　間）		
従　事　スタッフ （職種・員数・勤務状況）		
利用（予定）者数 （調理室にあっては食数）		
利　用　内　容 （具体的に記載すること）		
使　用　区　間 （階　数・面　積　等） ※図面により明記のこと		

協力病院等一覧

名　　称		
所　在　地		
診　療　科　名		
病　床　数		
職員の配置状況 （併設の場合は略） ※実人員で記入	医　師	床
	看　護　師	人
	准看護師	人
	そ　の　他	人
施設からの距離	m　（徒歩　分：車　分）	
契　約　内　容	別紙契約書のとおり	

名　　称		
所　在　地		
診　療　科　名		
病　床　数		
職員の配置状況 （併設の場合は略） ※実人員で記入	医　師	床
	看　護　師	人
	准看護師	人
	そ　の　他	人
施設からの距離	m　（徒歩　分：車　分）	
契　約　内　容	別紙契約書のとおり	

名　　称		
所　在　地		
診　療　科　名		
病　床　数		
職員の配置状況 （併設の場合は略） ※実人員で記入	医　師	床
	看　護　師	人
	准看護師	人
	そ　の　他	人
施設からの距離	m　（徒歩　分：車　分）	
契　約　内　容	別紙契約書のとおり	

（3）変更の届出

（介護老人保健施設・短期入所療養介護・通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護・介護予防通所リハビリテーション）

1　変更事項の種類

介護老人保健施設 短期入所療養介護 通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護 介護予防通所リハビリテーション	①事務所（施設）の名称 ②事業所（施設）の所在地 ③開設者の名称及び主たる事務所の所在地 ④代表者の氏名及び住所 ⑤登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。） ⑥事業所（施設）の管理者の氏名及び住所 ⑦運営規程（**ただし、介護老人保健施設については、職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分を除く**） ⑧その他（役員の氏名・生年月日等）
介護老人保健施設のみ	⑨協力医療機関（診療所）・協力歯科医療機関 ※「協力病院」については、介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（別紙様式第一号（九））による変更許可申請が必要 ⑩入所者の定員（減員の場合のみ） ⑪併設施設の状況等 ⑫介護支援専門員の氏名及び登録番号

2　提出時期

所定の事項に変更のあったときから 10 日以内に、その旨を開設許可権者に届けなければならない。（介護保険法第 99 条）

ただし、「事業所の管理者の氏名及び住所」「運営規程（通所リハビリテーションの単位数、定員、営業時間の変更等）」については、事前に人員基準等チェックし、開設許可権者が受理した後に変更することが望ましいため、変更予定日の２週間前までに提出すること。

3　提出先

（1）北九州市、福岡市及び久留米市に所在する施設
　　当該施設の所在する市

（2）（1）以外の施設
　　当該施設の所在地を管轄する各保健福祉（環境）事務所

４　添付書類

＜介護老人保健施設、短期入所療養介護及び通所リハビリテーション共通＞

（１）事務所（施設）の名称

① 変更届出書（別紙様式第一号（五））
② 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
③ 変更内容が確認できる法人の登記簿謄本、定款（寄付行為）、若しくは当該内容を決定した際の理事会議事録の写し

（２）事業所（施設）の所在地

① 変更届出書（別紙様式第一号（五））
② 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
③ 変更内容が確認できる法人の登記簿謄本、定款、若しくは当該内容を決定した際の理事会議事録の写し

（３）開設者の名称及び主たる事務所の所在地

① 変更届出書（別紙様式第一号（五））
② 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
③ 変更内容が確認できる法人の登記簿謄本、定款、若しくは当該内容を決定した際の理事会議事録の写し

（４）代表者の氏名及び住所

① 変更届出書（別紙様式第一号（五））
② 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
③ 変更内容が確認できる法人の登記簿謄本、定款、若しくは当該内容を決定した際の理事会議事録の写し
④ 誓約書（欠格事由）
⑤ 誓約書（暴力団排除）

（５）登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）

① 変更届出書（別紙様式第一号（五））
② 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
③ 変更後の登記事項証明書・条例等の写し

（６）事業所（施設）の管理者の氏名及び住所

※ 介護老人保健施設については不要
① 変更届出書（別紙様式第一号（五））
② 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
③ 管理者就任書
④ 管理者の経歴書

⑤　管理者の免許証の写し
⑥　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表・・・管理者分のみ
（別紙　標準様式１、参考様式１のいずれか）
⑦　組織図
⑧　当該変更事項を決定した理事会の議事録の写し
⑨　誓約書（欠格事由）
⑩　誓約書（暴力団排除）

（７）運営規程

＜介護老人保健施設、短期入所療養介護及び通所リハビリテーション共通＞

①　変更届出書（別紙様式第一号（五））
②　変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
③　変更前・後の「運営規程」・・・変更箇所を蛍光ペン（黄色）で色分けすること
※　利用料の変更については、変更前・後の利用料一覧表のみでも可

＜通所リハビリテーション（単位数・定員）＞

①　変更届出書（別紙様式第一号（五））
②　変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
③　変更前・後の「運営規定」・・・変更箇所を蛍光ペン（黄色）で色分けすること
④　変更後の「通所リハビリテーション:単位毎内訳表」
⑤　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表・・・変更にかかるもののみ
（別紙　標準様式１、参考様式１のいずれか）
⑥　組織図
⑦　通所リハビリテーション用食堂・機能訓練室等の平面図（Ａ４サイズ）
※　平面図に変更がある場合は、別に「介護老人保健施設開設許可事項変更申請（別紙様式第一号（九））」が必要

（８）役員の氏名、生年月日及び住所

※　「変更届出書（別紙様式第一号（五））」は不要。
①　誓約書（欠格事由）
②　書約書（暴力団排除）

＜介護老人保健施設のみ＞

（９）協力医療機関・協力歯科医療機関（との契約の内容）

※　「協力医療機関（診療所）」「協力歯科医療機関」のみ。「協力病院」については、介護老人保健施設開設許可事項変更申請書（別紙様式第一号（九））による変更許可申請が必要。

①　変更届出書（別紙様式第一号（五））
②　変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
③　変更後の「協力病院等一覧」（契約書の写し）

（10）入所者の定員（減員の場合のみ）

① 変更届出書（別紙様式第一号（五））
② 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
③ 変更後の「運営規程」
④ 勤務の体制及び勤務形態一覧表・・・全員分
（別紙　標準様式１、参考様式１のいずれか）
⑤ 組織図

（11）併設施設の状況等

① 変更届出書（別紙様式第一号（五））
② 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
③ 変更後の「併設施設の概要」

（12） 介護支援専門員の氏名及び登録番号

① 変更届出書（別紙様式第一号（五））
② 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
③ 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧（参考様式７）
※　就労終了する介護支援専門員も記載すること。
④ 介護支援専門員証の写し

別紙様式第一号（五）

変更届出書

年　　月　　日

福岡県知事　殿

所在地

申請者　　名称

代表者職名・氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号
		法人番号
指定内容を変更した事業所等		名称
		所在地
サービスの種類		介護老人保健施設
変更年月日		年　　月　　日
変更があった事項（該当に〇）		変更の内容
	事業所（施設）の名称	（変更前）
	事業所（施設）の所在地	
	申請者の名称	
	主たる事務所の所在地	
	法人等の種類	
	代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	
	登記事項証明書・条例等 （当該事業に関するものに限る。）	
	共生型サービスの該当有無	
	事業所（施設）の建物の構造及び専用区画等	
	備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業）	
	利用者の推定数	
	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所 （介護老人保健施設は、事前に承認を受ける。）	
	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	（変更後）
	運営規程	
	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関	
	事業所の種別	
	提供する居宅療養管理指導の種類	
	事業実施形態 （本体施設が特別養護老人ホームの場合の 空床型・併設型の別）	
	利用者、入所者又は入院患者の定員	
	福祉用具の保管・消毒方法 （委託している場合にあっては、委託先の状況）	
	併設施設の状況等	
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	

備考　１　「サービスの種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
２　「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。
なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の（変更前）と（変更後）欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。

変 更 理 由 書

（変更の目的、変更の結果改善される点などを、簡潔に記入して下さい。）

（施設名）

誓 約 書

年　　月　　日

福岡県知事　殿

申請者　（名称）

（代表者の職名・氏名）

申請者が別紙のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

	別紙①：居宅サービス事業所向け
	別紙②：介護老人福祉施設向け
	別紙③：介護老人保健施設向け
	別紙④：介護医療院向け
	別紙⑤：介護予防サービス事業所向け

（該当に〇）

（別紙③：介護老人保健施設向け）

介護保険法第94条第3項

一	当該介護老人保健施設を開設しようとする者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者でないとき。
二	当該介護老人保健施設が第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設又は同条第二項の厚生労働省令及び都道府県の条例で定める人員を有しないとき。
三	第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人保健施設の運営をすることができないと認められるとき。
四	申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五	申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五の二	申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五の三	申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
六	申請者が、第百四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はその開設した介護老人保健施設の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該許可を取り消された者が第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の開設した介護老人保健施設の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該許可の取消しが、介護老人保健施設の許可の取消しのうち当該許可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該介護老人保健施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該介護老人保健施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する許可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
七	申請者が、第百四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第九十九条第二項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
七の二	申請者が、第百条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百四条第一項の規定による許可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第九十九条第二項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
八	第七号に規定する期間内に第九十九条第二項の規定による廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくはその開設した介護老人保健施設の管理者又は当該届出に係る第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもの（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の開設した介護老人保健施設の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
九	申請者が、許可の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
十	申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
十一	申請者が、第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもので、その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに第四号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

提出の際は、必ず裏面と合わせて両面コピーしてください。

暴力団排除に係る誓約書

年　　月　　日

福 岡 県 知 事　　殿

所在地
申請者　名　称
代表者名

申請者及び役員等は、下記のことを誓約します。
なお、本誓約書の内容について、福岡県が福岡県警察本部に照会することを承諾します。

記

1　申請者は、福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「基準条例」といいます。）第２８条第１項各号及び第２項各号に掲げる者ではありません。

2　申請者の運営する施設・事業所は、基準条例第６条の２（基準条例第１２条、第１７条、第１８条の５、第２１条又は第２６条において準用する場合を含む。以下同じ。）に該当しません。

3　申請者、申請者の役員及び介護保険法上の指定（更新）又は許可（更新）の申請に係る事業所又は施設の管理者は、次に例示する福岡県暴力団排除条例（以下「暴排条例」といいます。）第２条第１号の暴力団（以下単に「暴力団」といいます。）又は暴排条例第２条第２号の暴力団員（以下単に「暴力団員」といいます。）と密接な関係を有する者ではありません。
(1) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
(2) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
(3) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

4　申請者、申請者の役員若しくは事業所又は施設の管理者が、次のいずれかに該当した場合には、本申請を取り下げます。
(1) 基準条例第２８条第１項各号又は第２項各号に掲げる者であった場合
(2) 暴排条例第２２条の規定に基づく勧告を受けた場合
(3) 暴排条例第２３条の規定に基づく事実の公表を受けた場合
(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であった場合
(5) その他暴排条例に抵触した場合

5　指定（更新）又は許可（更新）を受けた後に、申請者、申請者の役員及び事業所若しくは施設の管理者が、４のいずれかに該当した場合又は基準条例第６条の２に違反した場合には、本指定（更新）に係る事業（施設）の廃止の届出又は指定の辞退を行います。

6　４又は５の場合、貴県に対して異議を申し立てず、かつ、損害賠償を求めません。

事業所又は施設の名称		事業所番号	4 0
サービスの種類		事業所又は施設の所在市区町村名	

役員等名簿（当該事業所の管理者は必ず含まれます。また、代表者についても記入してください。）

(ふりがな) 氏　　名	生年月日 役職名・呼称	住　　所	性別 就任年月日
(　　)		〒　　－	男 ・ 女 年　月　日
(　　)		〒　　－	男 ・ 女 年　月　日
(　　)		〒　　－	男 ・ 女 年　月　日

役員等名簿（当該事業所の管理者は必ず含まれます。また、代表者についても記入してください。）			
（ふりがな） 氏　　名	生年月日 役職名・呼称	住　　所	性別 就任年月日
（　　）		〒　　－	男　・　女 年　　月　　日
（　　）		〒　　－	男　・　女 年　　月　　日
（　　）		〒　　－	男　・　女 年　　月　　日
（　　）		〒　　－	男　・　女 年　　月　　日
（　　）		〒　　－	男　・　女 年　　月　　日
（　　）		〒　　－	男　・　女 年　　月　　日
（　　）		〒　　－	男　・　女 年　　月　　日
（　　）		〒　　－	男　・　女 年　　月　　日
（　　）		〒　　－	男　・　女 年　　月　　日
（　　）		〒　　－	男　・　女 年　　月　　日
（　　）		〒　　－	男　・　女 年　　月　　日
（　　）		〒　　－	男　・　女 年　　月　　日
（　　）		〒　　－	男　・　女 年　　月　　日
（　　）		〒　　－	男　・　女 年　　月　　日
（　　）		〒　　－	男　・　女 年　　月　　日
（　　）		〒　　－	男　・　女 年　　月　　日
（　　）		〒　　－	男　・　女 年　　月　　日
（　　）		〒　　－	男　・　女 年　　月　　日

管 理 者 就 任 書

私は、介護老人保健施設　○○○○　の管理者として、医療保険各法による保険診療を適正に行い、老人の心身の状況に応じて適切な施設療養その他のサービスを提供する施設運営を行うとともに、介護老人保健施設を管理することに専念し、他の介護保険施設・病院・診療所・社会福祉施設を管理しません。（併設施設であって、管理上支障を生じない場合を除く）

なお、下記については、いずれも該当しません。

1．医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 7 条第 2 項の規定により医業の停止を命ぜられ、医業停止の期間終了後 2 年を経過しない者。

2．介護保険法第 102 条の規定により、介護老人保健施設の管理者として変更を命ぜられ、変更された後 2 年を経過しない者。

3．介護保険法第 104 条の 4 第 1 項の規定により、介護医療院の管理者として変更を命ぜられ、変更された後 2 年を経過しない者。

4．医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 28 条の規定により、病院又は診療所の管理者として変更を命ぜられ、変更された後 2 年を経過しない者。

5．健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 81 条の規定により保険医の登録を取り消され 2 年を経過しない者。

住所

氏名

（記名押印又は署名）

参考様式2

（　　）経　歴　書

事業所又は施設の名称			
カ ナ		生年月日	年　月　日
氏 名			
住所	（郵便番号　　－　　）		
電話番号			

主　な　職　歴　等

年　月　～　年　月	勤　務　先　等	職 務 内 容

職　務　に　関　連　す　る　資　格

資　格　の　種　類	資　格　取　得　年　月　日

備　考　（研修等の受講の状況等）

備考1（　）には、「管理者」、「サービス提供責任者」、「経験看護師」又は「計画作成担当者」と記入してください。

2　住所・電話番号は、自宅のものを記入してください。

3　当該管理者が管理する事業所・施設が複数の場合は、「事業所又は施設名」欄を適宜拡張して、その全てを記入してください。

4　介護関係の職歴については、開設法人名と事業所名の両方を記載してください。

（標準様式1）　**従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表**

令和 6 （ 2024 ） **年** 4 **月**

サービス種別（ 指定介護老人保健施設（従来型） **）**

事業所名（ ○○○○ **）**

(1) 4週

(2) 予定

(3) 事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間数　40 時間/週　160 時間/月

当月の日数　30 日

(4) 入所者数（利用者数）　（前年度の平均値または推定数）　　人

No	(5) 職種	(6) 勤務形態	(7) 資格	(8) 氏　名		(9) 1週目							2週目							3週目							4週目							5週目			(10) 1～4週目の勤務時間数合計	(11) 週平均勤務時間数	(12) 兼務状況（兼務先/兼務する職務の内容）等
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28						
						月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日						
1					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
2					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
3					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
4					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
5					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
6					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
7					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
8					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
9					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
10					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
11					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
12					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
13					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
14					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
15					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
16					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
17					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
18					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
19					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
20					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
21					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
22					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
23					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
24					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
25					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
26					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
27					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
28					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	
29					シフト記号																																	
					勤務時間数																															0	0	

30					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
31					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
32					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
33					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
34					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
35					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
36					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
37					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
38					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
39					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
40					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
41					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
42					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
43					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
44					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
45					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
46					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
47					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
48					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
49					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
50					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
51					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
52					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
53					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
54					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
55					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
56					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
57					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
58					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	

59					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
60					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
61					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
62					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
63					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
64					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
65					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
66					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
67					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
68					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
69					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
70					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
71					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
72					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
73					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
74					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
75					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
76					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
77					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
78					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
79					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
80					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
81					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
82					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
83					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
84					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
85					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
86					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
87					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	

88					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
89					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
90					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
91					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
92					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
93					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
94					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
95					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
96					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
97					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
98					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
99					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
100					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	

(13)【任意入力】人員基準の確認（看護職員・介護職員）

①看護職員

勤務形態	勤務時間数合計 当月合計	週平均	常勤換算の対象時間数 当月合計	週平均	常勤換算方法対象外の常勤の従業者の人数
A	0	0	0	0	0
B	0	0	0	0	0
C	0	0	0	0	－
D	0	0	0	0	－
合計	0	0	0	0	0

■ 常勤換算方法による人数　基準：週

常勤換算の対象時間数（週平均）		常勤の従業者が週に勤務すべき時間数		常勤換算後の人数
0	÷	40	＝	0.0

（小数点第2位以下切り捨て）

■ 看護職員の常勤換算方法による人数

常勤換算方法対象外の常勤の従業者の人数		常勤換算方法による人数		合計
0	＋	0.0	＝	0.0人

②介護職員

勤務形態	勤務時間数合計 当月合計	週平均	常勤換算の対象時間数 当月合計	週平均	常勤換算方法対象外の常勤の従業者の人数
A	0	0	0	0	0
B	0	0	0	0	0
C	0	0	0	0	－
D	0	0	0	0	－
合計	0	0	0	0	0

■ 常勤換算方法による人数　基準：週

常勤換算の対象時間数（週平均）		常勤の従業者が週に勤務すべき時間数		常勤換算後の人数
0	÷	40	＝	0.0

（小数点第2位以下切り捨て）

■ 介護職員の常勤換算方法による人数

常勤換算方法対象外の常勤の従業者の人数		常勤換算方法による人数		合計
0	＋	0.0	＝	0.0人

③看護職員と介護職員の合計

看護職員		介護職員		合計
0.0人	＋	0.0人	＝	0.0人

（勤務形態の記号）

記号	区分
A	常勤で専従
B	常勤で兼務
C	非常勤で専従
D	非常勤で兼務

（標準様式1）　　**従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表**

令和 6 （ 2024 ） 年 4 月

サービス種別（ 指定介護老人保健施設（ユニット型） ）
事業所名（ ○○○○ ）

(1) 4週
(2) 予定

(3) 事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間数　40 時間/週　160 時間/月
当月の日数　30 日

(4) 入所者数（利用者数）　（前年度の平均値または推定数）　　人

No	(5) ユニットリーダー	(6) ユニット名	(7) 職種	(8) 勤務形態	(9) 資格	(10) 氏　名		(11) 1週目							2週目							3週目							4週目							5週目			(12)1～4週目の勤務時間数合計	(13) 週平均勤務時間数	(14) 兼務状況（兼務先/兼務する職務の内容）等
								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28						
								月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日						
1							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
2							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
3							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
4							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
5							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
6							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
7							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
8							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
9							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
10							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
11							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
12							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
13							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
14							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
15							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
16							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
17							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
18							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
19							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
20							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
21							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
22							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
23							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
24							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
25							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
26							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
27							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
28							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	
29							シフト記号																																		
							勤務時間数																																	0	0	

30							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
31							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
32							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
33							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
34							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
35							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
36							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
37							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
38							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
39							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
40							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
41							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
42							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
43							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
44							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
45							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
46							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
47							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
48							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
49							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
50							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
51							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
52							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
53							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
54							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
55							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
56							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
57							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	
58							シフト記号																																		
							勤務時間数																															0	0	

59							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
60							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
61							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
62							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
63							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
64							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
65							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
66							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
67							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
68							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
69							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
70							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
71							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
72							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
73							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
74							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
75							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
76							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
77							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
78							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
79							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
80							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
81							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
82							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
83							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
84							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
85							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
86							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
87							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	

88							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
89							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
90							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
91							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
92							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
93							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
94							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
95							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
96							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
97							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
98							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
99							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	
100							シフト記号																																		
							勤務時間数																																0	0	

(15)【任意入力】人員基準の確認（看護職員・介護職員）

①看護職員

勤務形態	勤務時間数合計 当月合計	週平均	常勤換算の対象時間数 当月合計	週平均	常勤換算方法対象外の常勤の従業者の人数
A	0	0	0	0	0
B	0	0	0	0	0
C	0	0	0	0	－
D	0	0	0	0	－
合計	0	0	0	0	0

■ 常勤換算方法による人数　基準：週

常勤換算の対象時間数（週平均）		常勤の従業者が週に勤務すべき時間数		常勤換算後の人数
0	÷	40	＝	0.0

（小数点第2位以下切り捨て）

■ 看護職員の常勤換算方法による人数

常勤換算方法対象外の常勤の従業者の人数		常勤換算方法による人数		合計
0	＋	0.0	＝	0.0人

②介護職員

勤務形態	勤務時間数合計 当月合計	週平均	常勤換算の対象時間数 当月合計	週平均	常勤換算方法対象外の常勤の従業者の人数
A	0	0	0	0	0
B	0	0	0	0	0
C	0	0	0	0	－
D	0	0	0	0	－
合計	0	0	0	0	0

■ 常勤換算方法による人数　基準：週

常勤換算の対象時間数（週平均）		常勤の従業者が週に勤務すべき時間数		常勤換算後の人数
0	÷	40	＝	0.0

（小数点第2位以下切り捨て）

■ 介護職員の常勤換算方法による人数

常勤換算方法対象外の常勤の従業者の人数		常勤換算方法による人数		合計
0	＋	0.0	＝	0.0人

③看護職員と介護職員の合計

看護職員		介護職員		合計
0.0人	＋	0.0人	＝	0.0人

（勤務形態の記号）

記号	区分
A	常勤で専従
B	常勤で兼務
C	非常勤で専従
D	非常勤で兼務

≪要 提出≫

■シフト記号表（勤務時間帯）

※24時間表記　休憩時間1時間は「1:00」、休憩時間45分は「00:45」と入力してください。

No	記号		勤務時間 始業時刻		終業時刻		うち、休憩時間		勤務時間	自由記載欄
1	a	:	7:00	～	16:00	(	1:00	)	8	
2	b	:	9:00	～	18:00	(	1:00	)	8	
3	c	:	10:00	～	19:00	(	1:00	)	8	
4	d	:	12:00	～	21:00	(	1:00	)	8	
5	e	:	9:00	～	13:00	(	0:00	)	4	
6	f	:	13:00	～	18:30	(	0:00	)	5.5	
7	g	:	14:00	～	20:00	(	0:00	)	6	
8	h	:	16:00	～	0:00	(	0:30	)	7.5	（夜勤）16:00～翌9:00勤務
9	i	:	0:00	～	9:00	(	0:30	)	8.5	（夜勤）16:00～翌9:00勤務
10	j	:		～		(	0:00	)		
11	k	:		～		(	0:00	)		
12	l	:		～		(	0:00	)		
13	m	:		～		(	0:00	)		
14	n	:		～		(	0:00	)		
15	o	:		～		(	0:00	)		
16	p	:		～		(	0:00	)		
17	q	:		～		(	0:00	)		

18	r	:		～		(		)	1		
19	s	:		～		(		)	2		
20	t	:		～		(		)	3		
21	u	:		～		(		)	4		
22	v	:		～		(		)	5		
23	w	:		～		(		)	6		
24	x	:		～		(		)	7		
25	y	:		～		(		)	8		
26	z	:		～		(		)	1		
27	x	:		～		(		)	2		
28	aa	:		～		(		)	3		
29	ab	:		～		(		)	4		
30	ac	:		～		(		)	5		
31	ad	:		～		(		)	6		
32	ae	:		～		(		)	7		
33	af	:		～		(		)	8		
34	ag	:	7:00	～	9:30	(	0:00	)	2.5		
	-	:	16:30	～	20:00	(	0:00	)	3.5		
	-	:	-	～	-	(	-	)	6	1日に2回勤務する場合	
	ah	:		～		(	0:00	)			
35	-	:		～		(	0:00	)			
	-	:	-	～	-	(	-	)		1日に2回勤務する場合	
	ai	:		～		(	0:00	)			
36	-	:		～		(	0:00	)			
	-	:	-	～	-	(	-	)		1日に2回勤務する場合	

・職種ごとの勤務時間を「〇：〇〇～〇：〇〇」と表記することが困難な場合は、No18～33を活用し、勤務時間数のみを入力してください。
・No18～33以外は始業時刻・終業時刻・休憩時間等を入力すると勤務時間数が計算されますが、入力の補助を目的とするものですので、結果に誤りがないかご確認ください。
・シフト記号が足りない場合は、適宜、行を追加してください。
・シフト記号は、適宜、使いやすい記号に変更していただいて構いません。

（参考様式1）　**従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表**

令和 6 （ 2024 ） 年 4 月

サービス種別（ 通所リハビリテーション ）
事業所名（ ）

(1) 4週
(2) 実績

(3)事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間数　40 時間/週　160 時間/月
当月の日数　30 日
(4) 事業所全体のサービス提供単位数　1 単位
1 単位目
(5) 当該サービス提供単位のサービス提供時間　～　（計 0 時間）

No	(6) 職種	(7) 勤務形態	(8) 資格	(9) 氏　名		(10) 1週目 1	2	3	4	5	6	7	2週目 8	9	10	11	12	13	14	3週目 15	16	17	18	19	20	21	4週目 22	23	24	25	26	27	28	5週目			(11) 1～4週目の勤務時間数合計	(12) 週平均勤務時間数	(13) 兼務状況（兼務先及び兼務する職務の内容）等
						月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日						
1					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
					サービス提供時間内の勤務時間数																																0	0	
2					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
					サービス提供時間内の勤務時間数																																0	0	
3					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
					サービス提供時間内の勤務時間数																																0	0	
4					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
					サービス提供時間内の勤務時間数																																0	0	
5					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
					サービス提供時間内の勤務時間数																																0	0	
6					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
					サービス提供時間内の勤務時間数																																0	0	
7					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
					サービス提供時間内の勤務時間数																																0	0	
8					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
					サービス提供時間内の勤務時間数																																0	0	
9					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
					サービス提供時間内の勤務時間数																																0	0	
10					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
					サービス提供時間内の勤務時間数																																0	0	
11					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
					サービス提供時間内の勤務時間数																																0	0	
12					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
					サービス提供時間内の勤務時間数																																0	0	
13					シフト記号																																		
					勤務時間数																																0	0	
					サービス提供時間内の勤務時間数																																0	0	
(14) サービス提供時間内の勤務延時間数					理学療法士																																		
					作業療法士																																		
					言語聴覚士																																		
					看護職員																																		
					介護職員																																		
					経験を有する看護師																																		
					他のリハビリテーション提供者																																		
(15) 利用者数																																						

≪要 提出≫

■シフト記号表（勤務時間帯）

※24時間表記　休憩時間1時間は「1:00」、休憩時間45分は「00:45」と入力してください。

No	記号		勤務時間 始業時刻		終業時刻		うち、休憩時間		勤務時間	サービス提供時間 開始時刻		終了時刻	サービス提供時間内の勤務時間 開始時刻		終了時刻	勤務時間	自由記載欄
1	a	:	9:00	～	17:30	（	1:00	）	7.5	9:30	～	16:30	9:30	～	16:30	7	
2	b	:		～		（	0:00	）	0		～		0:00	～	0:00	0	
3	c	:		～		（	0:00	）	0		～		0:00	～	0:00	0	
4	d	:		～		（	0:00	）	0		～		0:00	～	0:00	0	
5	e	:		～		（	0:00	）	0		～		0:00	～	0:00	0	
6	f	:		～		（	0:00	）	0		～		0:00	～	0:00	0	
7	g	:		～		（	0:00	）	0		～		0:00	～	0:00	0	
8	h	:		～		（	0:00	）	0		～		0:00	～	0:00	0	
9	i	:		～		（	0:00	）	0		～		0:00	～	0:00	0	
10	j	:		～		（	0:00	）	0		～		0:00	～	0:00	0	
11	k	:		～		（	0:00	）	0		～		0:00	～	0:00	0	
12	l	:		～		（	0:00	）	0		～		0:00	～	0:00	0	
13	m	:		～		（	0:00	）	0		～		0:00	～	0:00	0	
14	n	:		～		（	0:00	）	0		～		0:00	～	0:00	0	
15	o	:		～		（	0:00	）	0		～		0:00	～	0:00	0	
16	p	:		～		（	0:00	）	0		～		0:00	～	0:00	0	
17	q	:		～		（	0:00	）	0		～		0:00	～	0:00	0	
18	r	:		～		（	0:00	）	0		～		0:00	～	0:00	0	
19	s	:		～		（	0:00	）	0		～		0:00	～	0:00	0	
20	t	:		～		（	0:00	）	0		～		0:00	～	0:00	0	
21	u	:		～		（		）	1		～			～		1	
22	v	:		～		（		）	2		～			～		2	
23	w	:		～		（		）	3		～			～		3	
24	x	:		～		（		）	4		～			～		4	
25	y	:		～		（		）	4		～			～		3	
26	z	:		～		（		）	5		～			～		5	
27	休	:		～		（		）	0		～			～		0	休日
28	-	:		～		（		）			～			～			
29	-	:		～		（		）			～			～			
30	-	:		～		（		）			～			～			

・職種ごとの勤務時間を「○：○○～○：○○」と表記することが困難な場合は、No21～30を活用し、勤務時間数のみを入力してください。
・No1～20は始業時刻・終業時刻・休憩時間等を入力すると勤務時間数が計算されますが、入力の補助を目的とするものですので、結果に誤りがないかご確認ください。
・シフト記号が足りない場合は、適宜、行を追加してください。
・シフト記号は、適宜、使いやすい記号に変更していただいて構いません。
・通所介護における「確保すべき従業者の勤務延時間数」には、「最低限確保すべきとされている程度の休憩時間は含めて差し支えない」としており、
「サービス提供時間内の勤務時間」の計算にあたってその休憩時間を差し引く必要はないのでご留意ください。（上記「U」列）

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（平成24年3月16日）
問63　通所介護において、確保すべき従業者の勤務延時間数は、実労働時間しか算入できないのか。休憩時間はどのように取扱うのか。
（答）労働基準法第34 条において最低限確保すべきとされている程度の休憩時間については、確保すべき勤務延時間数に含めて差し支えない。ただし、その場合においても、居宅基準第93 条第3 項を満たす必要があることから、介護職員全員が同一時間帯に一斉に休憩を取ることがないようにすること。また、介護職員が常時１名しか配置されていない事業所については、当該職員が休憩を取る時間帯に、介護職員以外で利用者に対して直接ケアを行う職員（居宅基準第93 条第1 項第1 号の生活相談員又は同項第2 号の看護職員）が配置されていれば、居宅基準第93 条第3 項の規定を満たすものとして取り扱って差し支えない。
　このような取扱いは、通常の常勤換算方法とは異なりサービス提供時間内において必要な労働力を確保しつつピークタイムに手厚く配置することを可能とするなど、交代で休憩を取得したとしても必ずしもサービスの質の低下には繋がらないと考えられる通所介護（療養通所介護は除く）に限って認められるものである。
　なお、管理者は従業者の雇用管理を一元的に行うものとされていることから、休憩時間の取得等について労働関係法規を遵守すること。
　認知症対応型通所介護についても同様の考え方とする。

組　織　図

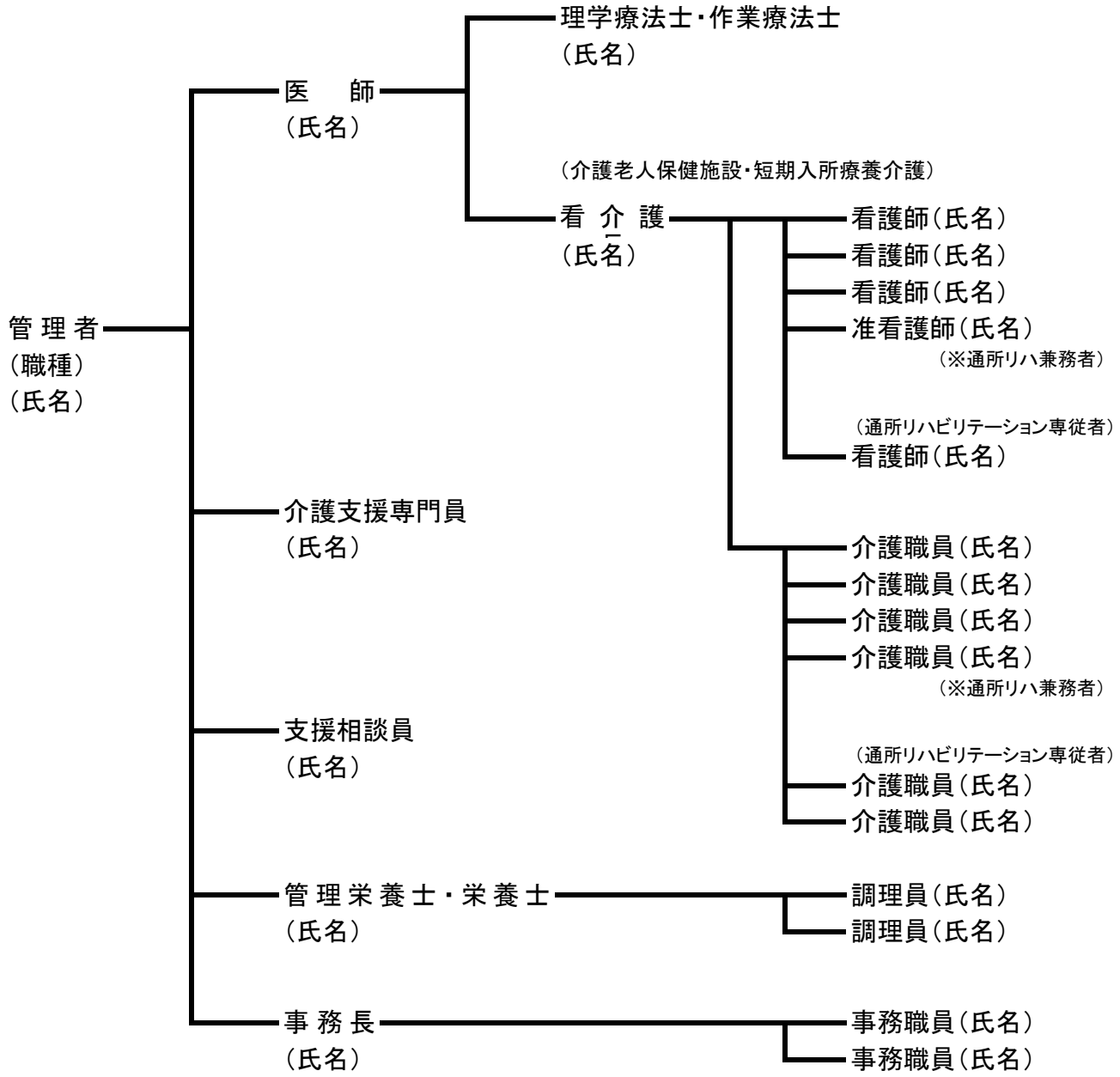

※　上記例に従って、業務の指揮命令関係が明確になるよう記載すること。
　介護老人保健施設（通所リハビリテーション含む）の担当職員（兼務、非常勤の者を含む）の全てを記載すること。
　通所リハビリテーションを担当する看護・介護職員については、明示すること。

通所リハビリテーション：単位毎内訳表

事業所	フリガナ											
	名称											
実施単位数		単位										
1日当たり通所リハ総利用者推定数		人	老人保健施設入所者数		人							
専用の部屋等の面積 （通所リハ利用者食堂の面積を含む）		㎡	基準上の必要数値	㎡以上	適合の可否							
全体的な状況	営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日		
	営業時間	平日	～	土曜	～	日曜・祝日	～					
		備考										
	利用定員	人										
	利用料	法定代理受領分										
		法定代理受領分以外										
	その他の費用											
	通常の事業の実施地域	①	②	③	④	⑤						
		備考										

			看護職員		介護職員	
単位目	単位別従業者		専従	兼務	専従	兼務
		常勤（人）				
		非常勤（人）				
		基準上の必要人数（人）				
		適合の可否				
	主な掲示事項	営業時間	平日 ～	土曜 ～	日曜・祝日 ～	
			備考 （サービス提供時間） ～			
		利用定員	人			

			看護職員		介護職員	
単位目	単位別従業者		専従	兼務	専従	兼務
		常勤（人）				
		非常勤（人）				
		基準上の必要人数（人）				
		適合の可否				
	主な掲示事項	営業時間	平日 ～	土曜 ～	日曜・祝日 ～	
			備考 （サービス提供時間） ～			
		利用定員	人			

			看護職員		介護職員	
単位目	単位別従業者		専従	兼務	専従	兼務
		常勤（人）				
		非常勤（人）				
		基準上の必要人数（人）				
		適合の可否				
	主な掲示事項	営業時間	平日 ～	土曜 ～	日曜・祝日 ～	
			備考 （サービス提供時間） ～			
		利用定員	人			

介護老人保健施設　施設及び人員基準点検表

（みなし指定の短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護及び介護予防通所リハビリテーションを含む）

施設名

施設の概要

		変更前		変更後	
入所定員		人		人	
	人員配置区分	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅰ型	Ⅱ型
	認知症専門棟	あり	なし	あり	なし
	定　員	人	ー	人	ー
通所総定員		人		人	
	1単位目	人		人	
	2単位目	人		人	
	3単位目	人		人	
	4単位目	人		人	
	5単位目	人		人	

併　設　状　況

人員基準

		変更前	変更後	基準人員	計　算　方　法
入所（短期入所及び介護予防短期入所を含む）					
	医師	人	人	人	常勤換算方法で入所者数を100で除して得た数 医療機関併設以外の施設は、常勤医師が1人以上必要
	PT・OT・（ST）	人	人	人	（加算なしの場合） 常勤換算方法で入所者数を100で除して得た数 （PT・OT） （加算ありの場合） 「加算なし」の人員基準を満たした上で、常勤換算方法で入所者数を50で除して得た数以上（PT・OT・ST）
			↑ ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ機能強化加算 （　あり　・　なし　）		
	支援相談員	人	人	人	常勤換算方法で入所者数を100で除して得た数（常勤者であること）
	介護支援専門員	人	人	人	入所者数が100又はその端数を増すごとに1
	看護・介護職員	人	人	人	（Ⅰ型）常勤換算方法で、入所者数を3で除して得た数（端数切上げ） （Ⅱ型）常勤換算方法で、入所者数を3.6で除して得た数（端数切上げ）
	うち看護	人	人	人	合計人員の7分の2程度
	うち介護	人	人	人	合計人員の7分の5程度
通所（介護予防通所含む）					
	医師	人	人	人	常勤（専任）1以上（頭数） ※入所担当医師や、併設医療機関の医師との兼務可
	1単位目 PT・OT・ST 看護・介護	人	人	人	
	うちPT・OT・ST	人	人	人	
	2単位目 PT・OT・ST 看護・介護	人	人	人	
	うちPT・OT・ST	人	人	人	利用者が10人までは1人とし、10人を超える場合は、常勤換算方法で10：1上確保されていること。
	3単位目 PT・OT・ST 看護・介護	人	人	人	
	うちPT・OT・ST	人	人	人	そのうち、専ら通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、常勤換算方法で、利用者が100人又はその端数を増すごとに1以上確保されること。
	4単位目 PT・OT・ST 看護・介護	人	人	人	
	うちPT・OT・ST	人	人	人	
	5単位目 PT・OT・ST 看護・介護	人	人	人	
	うちPT・OT・ST	人	人	人	

施設基準

		変更前	変更後	基準面積等	計　算　方　法
入所者（短期入所者を含む）用施設					
	食堂	㎡	㎡	㎡	入所定員×2㎡以上 ※平成4年9月30日以前開設分は入所定員×1㎡以上
	機能訓練室	㎡	㎡	㎡	入所定員×1㎡以上
	談話室	㎡	㎡	（　㎡）	入所定員×0.5㎡以上が目安（平成12年3月31日以前の基準）
	ﾚｸﾘｰｼｮﾝﾙｰﾑ	㎡	㎡	ー	設けること
認知症専門棟	入所者ﾃﾞｲﾙｰﾑ	㎡	㎡	㎡	認知症専門棟定員×2㎡以上
	家族介護教室	㎡	㎡	30㎡	30㎡以上
	個室	室	室	室	認知症専門棟定員の1割以上
通所者用施設					
	食堂	㎡	㎡	㎡	通所総定員×2㎡以上
	機能訓練室	㎡	㎡	㎡	通所総定員×1㎡以上

協　力　病　院　一　覧

名　　称		
所　在　地		
診　療　科　名		
病　床　数		床
職員の配置状況 （併設の場合は略） ※実人員で記入	医　　師	人
	看　護　婦	人
	准看護婦	人
	そ　の　他	人
施設からの距離		m　（徒歩　　分：車　　分）
契　約　内　容		別紙契約書のとおり

名　　称		
所　在　地		
診　療　科　名		
病　床　数		床
職員の配置状況 （併設の場合は略） ※実人員で記入	医　　師	人
	看　護　婦	人
	准看護婦	人
	そ　の　他	人
施設からの距離		m　（徒歩　　分：車　　分）
契　約　内　容		別紙契約書のとおり

名　　称		
所　在　地		
診　療　科　名		
病　床　数		床
職員の配置状況 （併設の場合は略） ※実人員で記入	医　　師	人
	看　護　婦	人
	准看護婦	人
	そ　の　他	人
施設からの距離		m　（徒歩　　分：車　　分）
契　約　内　容		別紙契約書のとおり

参考様式9

併　設　施　設　の　概　要

名　　称		
施　設　種　別		
所在地（電話番号）	（　　）	
ベ　ッ　ド　数	床	
病（居）室数	室	
診　療　科　名 （医療機関の場合）		
職員の配置状況 ※実人員で記入	医　　師	人（うち兼務職員　　人）
	看　護　婦	人（うち兼務職員　　人）
	准看護婦	人（うち兼務職員　　人）
	介護職員	人（うち兼務職員　　人）
	相談指導員	人（うち兼務職員　　人）
	理学療法士	人（うち兼務職員　　人）
	作業療法士	人（うち兼務職員　　人）
	管理栄養士	人（うち兼務職員　　人）
	栄　養　士	人（うち兼務職員　　人）
	薬　剤　師	人（うち兼務職員　　人）
	調　理　員	人（うち兼務職員　　人）
	事　務　員	人（うち兼務職員　　人）
	そ　の　他	人（うち兼務職員　　人）
施設との位置関係	ｍ　　別添：配置図のとおり	

参考様式7

介護支援専門員一覧表

		専従	兼務
介護支援専門員数	常勤		
	非常勤		

当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧

	氏名		登録番号								交付都道府県	就労開始年月日 就労終了年月日	勤務形態 （いずれかに〇）
①	ﾌﾘｶﾞﾅ		4	0							福岡県	年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務
	氏名											年 月 日	(02)非常勤専従 (04)非常勤兼務
②	ﾌﾘｶﾞﾅ											年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務
	氏名											年 月 日	(02)非常勤専従 (04)非常勤兼務
③	ﾌﾘｶﾞﾅ											年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務
	氏名											年 月 日	(02)非常勤専従 (04)非常勤兼務
④	ﾌﾘｶﾞﾅ											年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務
	氏名											年 月 日	(02)非常勤専従 (04)非常勤兼務
⑤	ﾌﾘｶﾞﾅ											年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務
	氏名											年 月 日	(02)非常勤専従 (04)非常勤兼務
⑥	ﾌﾘｶﾞﾅ											年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務
	氏名											年 月 日	(02)非常勤専従 (04)非常勤兼務
⑦	ﾌﾘｶﾞﾅ											年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務
	氏名											年 月 日	(02)非常勤専従 (04)非常勤兼務
⑧	ﾌﾘｶﾞﾅ											年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務
	氏名											年 月 日	(02)非常勤専従 (04)非常勤兼務
⑨	ﾌﾘｶﾞﾅ											年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務
	氏名											年 月 日	(02)非常勤専従 (04)非常勤兼務
⑩	ﾌﾘｶﾞﾅ											年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務
	氏名											年 月 日	(02)非常勤専従 (04)非常勤兼務
⑪	ﾌﾘｶﾞﾅ											年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務
	氏名											年 月 日	(02)非常勤専従 (04)非常勤兼務
⑫	ﾌﾘｶﾞﾅ											年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務
	氏名											年 月 日	(02)非常勤専従 (04)非常勤兼務
⑬	ﾌﾘｶﾞﾅ											年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務
	氏名											年 月 日	(02)非常勤専従 (04)非常勤兼務
⑭	ﾌﾘｶﾞﾅ											年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務
	氏名											年 月 日	(02)非常勤専従 (04)非常勤兼務
⑮	ﾌﾘｶﾞﾅ											年 月 日	(01)常勤専従 (03)常勤兼務
	氏名											年 月 日	(02)非常勤専従 (04)非常勤兼務

備考　1　「受付番号」欄は、記入しないでください。

2　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。

２　許可更新事務の概要について

許可更新事務の概要

１　概要

○　介護保険制度の改正に伴い事業者規制の見直しの観点から、許可の更新制（６年間）が導入された。

○　全ての指定・許可を受けた介護保険事業所・施設（以下「事業所等」という。）は、当該許可日又は許可更新日から６年を経過する日が「更新期限」となり、その翌日が「更新予定日」となる。

（例）

許可日（新規施設） 許可更新日	更新期限 （有効期限満了日）	更新予定日 （有効期限満了日の翌日）
令和元年７月１日	令和７年６月３０日	令和７年７月１日
令和２年７月１日	令和８年６月３０日	令和８年７月１日
令和３年８月１日	令和９年７月３１日	令和９年８月１日

２　許可更新申請・審査

許可更新時期を迎える施設に対しては、所管する県・市は許可更新申請の案内を行う。

許可更新申請書の受理後、所管の県・市は、許可要件の審査を行う。審査に当たっては、新規許可の申請に係る審査と同様の書類等の審査を行うほか、必要により現地において事業の運営状況等の審査を行う。（根拠法令：介護保険法第７０条の２、第７０条ほか）

（１）人員基準：雇用及び勤務形態、加算に伴う人員、資格や研修修了の有無等の確認を行う。

（２）設備基準：現時点の図面等による施設の利用状況及び施設の保有関係等の確認を行う。

（３）運営基準：必要に応じて契約書、記録等の確認を行う。

なお、休止中の事業所等や許可要件を満たさない施設には更新を認めない。

許可更新申請に当たっては、所管の県・市は手数料を徴収する。この手数料は審査のための手数料なので、更新できない場合も返還しない。

３　介護老人保健施設に関する事項

３　介護老人保健施設に関する事項

【基本方針】

○介護老人保健施設

施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年３月31日厚生省令第40号。以下「施設サービス基準」という。）第１条の２）

１　人員に関する基準（施設サービス基準第２条、第 23 条、第 24 条、第 24 条の２）

（１）　管理者

ア　施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設又はサテライト型居住施設の職務に従事することができるものとする。

イ　施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

ウ　施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（２）　医師

常勤換算方法で、入所者の数を 100 で除して得た数以上

（３）　薬剤師

ア　介護老人保健施設の実情に応じた適当数

イ　入所者の数を 300 で除した数以上が標準であること。

（４） 看護職員（看護師若しくは准看護師）又は介護職員

ア　総数

常勤換算方法で、入所者の数が３又はその端数を増すごとに１以上

イ　看護職員、介護職員の数

看護職員の員数は看護・介護職員の総数の７分の２程度を、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の７分の５程度をそれぞれ標準とする。

「看護・介護職員の総数」とは、同号により置くべきとされている看護・介護職員の員数をいうこと。

ウ　常勤・非常勤について

直接入所者の処遇に当たる職員であるので、当該介護老人保健施設の職務に専ら従事する常勤職員でなければならないこと。ただし、業務の繁忙時に多数の職員を配置する等により業務の円滑化が図られる場合及び看護・介護職員が当該介護老人保健施設に併設される介護サービス事業所の職務に従事する場合は、次の二つの条件を満たす場合に限り、その一部に非常勤職員を充てても差し支えないこと。

(1)　常勤職員である看護・介護職員が基準省令によって算定される員数の７割程度確保されていること。

(2)　常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間数が常勤職員を充てる場合の勤務時間数以上であること。

また、併設事業所の職務に従事する場合は、当該介護老人保健施設において勤務する時間が勤務計画表によって管理されていなければならず、介護老人保健施設の看護・介護職員の常勤換算方法における勤務延時間に、併設事業所の職務に従事する時間は含まれないものであること。

（５） 支援相談員　１以上（常勤職員配置）

ア　入所者の数が 100 を超える場合にあっては、常勤の支援相談員１名に加え、常勤換算方法で、100 を超える部分を 100 で除して得た数以上

イ　保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行うのにふさわしい常勤職員を充てること。

①入所者及び家族の処遇上の相談

②レクリエーション等の計画、指導

③市町村との連携

④ボランティアの指導

（６） 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

ア　常勤換算方法で、入所者の数を 100 で除して得た数以上

イ　理学療法士等は、施設の入所者に対するサービスの提供時間帯以外の時間にお

いて指定訪問リハビリテーションのサービス提供に当たることは差し支えないものである。

ただし、施設の理学療法士等の常勤換算方法における勤務時間数に、指定訪問リハビリテーションに従事した勤務時間は含まれないこと。

（７） 栄養士又は管理栄養士

ア　入所定員 100 以上の介護老人保健施設にあっては、１以上（常勤職員）

イ　ただし、同一敷地内にある病院等の栄養士又は管理栄養士がいることにより、栄養管理に支障がない場合には、兼務職員をもって充てても差し支えないこと。

なお、100 人未満の施設においても常勤職員の配置に努めるべきであること。

（８） 介護支援専門員　１以上（入所者数が 100 又はその端数を増すごとに１を標準とする。）

介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

入所者数が 100 人未満の介護老人保健施設にあっても１人は配置されていなければならない。ただし、増員に係る介護支援専門員については、非常勤とすることを妨げるものではない。

（計画担当介護支援専門員の責務）

計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一　入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

二　入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

三　入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

四　苦情の内容等を記録すること。

五　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

（９） 調理員、事務員その他の従業者

介護老人保健施設の実情に応じた適当数

(10) 職員の専従（施設サービス基準第２条第４項）

介護老人保健施設の従業者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならな

い。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りではない。

(11) 勤務体制の確保等

○介護老人保健施設（施設サービス基準第 26 条）

ア　施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

イ　施設は、当該施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

ウ　施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

その際、当該介護老人保健施設は全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

エ　施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

○ユニット型介護老人保健施設（施設サービス基準第 48 条）

ア～エ　介護老人保健施設と同様

オ　前アの従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

一　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

カ　施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(12)　人員基準欠如による減算

ア　看護職員又は介護職員の員数が、厚生労働大臣が定める基準に該当しない場合

看護職員又は介護職員の員数が、施設サービス基準第２条に定める員数を置いていない場合（看護、介護職員不足等）には、所定単位数に１００分の７０を乗じて得た単位数を用いて算定する。

この場合

ア　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算する。

イ　人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合には、当該月の翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算する。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）

イ　医師の数が、厚生労働大臣が定める基準に該当しない場合

医師の数が、施設サービス基準第２条に定める員数を置いていない場合には、所定単位数に１００分の７０を乗じて得た単位数を用いて算定する。

ウ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数が、厚生労働大臣が定める基準に該当しない場合

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数が、施設サービス基準第２条に定める員数を置いていない場合には、所定単位数に１００分の７０を乗じて得た単位数を用いて算定する。

エ　介護支援専門員の員数が、厚生労働大臣が定める基準に該当しない場合

介護支援専門員の員数が、施設サービス基準第２条に定める員数を置いていない場合には、所定単位数に１００分の７０を乗じて得た単位数を用いて算定する。

このイ、ウ、エの場合

当該月の翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算する。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）

※用語

「常勤換算方法」

当該施設の従業者の１週間の勤務延時間数を当該施設において常勤の従業者が１週間に勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の員数に換算する方法。

なお、常勤の従業者の休暇や出張等の期間については、その期間が暦月で１月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱う。非常勤の従業者の休暇や出張等の期間については、サービス提供に従事する時間とはいえないので、勤務延時間数には含めない。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第１項、同条第３項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とする。

「勤務延時間数」

勤務表上、介護老人保健施設サービスの提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。

なお、従業者１人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該施設において常勤の従事者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。

「常勤」

当該施設における勤務時間が、当該施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものである。

ただし、母性健康管理措置又は育児介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

当該施設に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものである。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

「前年度の平均値」

①当該年度の前年度（毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第２位以下を切り上げるものとする。

②新設（事業の再開の場合を含む。以下同じ。）又は増床分のベッドに関して、前年度において 1 年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の入所者数は、新設又は増床の時点から６月未満の間は、便宜上、ベッド数の 90%を入所者数とし、新設又は増床の時点から６月以上１年未満の間は、直近の６月における入所者延数を６月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から１年以上経過している場合は、直近１年間における入所者延数を１年間の日数で除して得た数とする。

③減床の場合には、減床後の実績が３月以上あるときは、減床後の入所者延べ数を延日数で除して得た数とする。